

## 電子入札案件の紙入札について（お知らせ）

電子入札システム導入に伴う経過措置として、紙による入札を認めてきましたが、平成29年4月1日以降の案件から、やむを得ない事由を除き、紙入札による入札の参加はできませんので御留意ください。

なお、電子入札システムに未登録の方は、電子入札参加のための事前登録が必要ですので、御準備をお願いします。

平成28年8月31日

米原市役所総務部管財課  
電話 52-6781